

○静岡県公安委員会表彰規程

(平成 17 年 3 月 25 日静岡県公安委員会規程第 2 号)

改正 平成 29 年 10 月 19 日県公委規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 公安委員会が行う表彰は、次のとおりとする。

(1) 表彰状

(2) 感謝状

2 表彰状は、次の各号のいずれかに該当する静岡県警察の職員又は静岡県警察本部各部の分課、警察署、警察学校その他事務処理上必要があつて設けられた組織（以下「職員等」という。）に対して授与するものとする。

(1) 警察の信頼を高め、又は県民等から賞賛、感謝されるなど顕著な功績が認められるもの

(2) 自らの危険を顧みず、犯罪の予防、被疑者の逮捕等の職務を遂行し、他の職員に模範を示すなど顕著な功績があると認められるもの

(3) その他特に表彰に値すると公安委員会が認めるもの

3 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する職員等以外の個人又は団体に対して授与するものとする。

(1) 自らの危険を顧みず、犯罪の予防、被疑者の逮捕、人命救助又は保護を行い、警察運営に対する顕著な協力が認められるもの

(2) その他特に表彰に値すると公安委員会が認めるもの

(死亡又は退職時における表彰)

第 3 条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰をすることができるものとする。

(表彰の除外)

第 4 条 表彰を受けるべきものが次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わないことができる。

(1) 刑事裁判に関し起訴されたとき。

(2) 懲戒処分を受けたとき。

(3) 前各号のほか、表彰することが不相当と認められる事由があるとき。

(表彰の推薦)

第5条 静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）は、第2条第2項及び第3項に規定する事由に該当すると認めるときは表彰推薦書（様式第1号）により、適宜、公安委員会に推薦するものとする。

2 公安委員会は前項の推薦に関し、本部長に助言することができる。  
（表彰の決定）

第6条 公安委員会は、本部長からの推薦に基づいて表彰を決定するものとする。

2 前項の規定による決定は、静岡県公安委員会の運営に関する規則（平成13年静岡県公安委員会規則第2号）第3条に規定する会議において行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、会議以外の方法により決定することができる。  
（表彰授与者）

第7条 表彰授与者は、静岡県公安委員会委員長とする。  
（表彰の様式）

第8条 表彰状及び感謝状の様式は、様式第2号及び様式第3号に定めるところによる。  
（副賞）

第9条 表彰には、副賞として賞金又は記念品を付与することができる。

2 前項の規定による副賞額は、次の表の左欄の種別に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度とする。ただし、公安委員会が特に功績があると認めるときは、当該副賞額の3倍の額を限度とすることができる。

種別		副賞額
表彰状	職員	5,000円
	部署	10,000円
感謝状	個人	5,000円
	団体	10,000円

（表彰の記録）

第10条 公安委員会は、表彰を行ったときは、表彰台帳（表彰状は様式第4号、感謝状は様式第5号）に記録するものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月19日県公委規程第10号)

この規程は、平成29年10月19日から施行する。

[別紙略]